

燕市医療的ケア児等

レスパイト（一時預かり）事業のご案内

医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がい児のお子様を一時的にお預かりし、ご家族の就労等の支援や休息をサポートします！

事業内容

対象

- (1) 燕市在住の医療的ケア児等であること
- (2) 0歳から18歳の誕生日後最初の3月31日までの間にあること
- (3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること

費用

原則、利用者負担なし

食費、訪問看護に係る交通費、キャンセル料等が発生する場合があります

利用限度

お子様1人あたり

年間86時間まで

時間は委託事業所ごとに異なります

こんなときにご利用ください

- ・保護者の方のレスパイト
- ・家庭の用事
- ・きょうだい児の学校行事 など

実施場所

燕市が委託する事業所

利用までの流れ

※ご希望の日にご利用できない場合があります

①利用の予約

事前に希望する事業所へ直接ご連絡ください

②燕市へ申請

下の二次元コードから申請ください



申請用二次元コード

③燕市から承認通知

申請から1週間程度かかります

④利用日当日

承認通知をご持参ください
その他必要なものは直接利用事業所へご確認ください

お問い合わせ先

燕市役所 こども政策部子育て応援課こども福祉係 電話：0256-77-8186

よくあるご質問 (Q&A)

Q1 どんなときに利用できますか

A1 保護者の方のレスパイト、冠婚葬祭、きょうだい児の学校行事等、様々な場面でご利用いただくことができます。

Q2 利用者の自己負担額はありますか

A2 原則として、自己負担はありません。ただし、食費や訪問看護に係る交通費、利用者都合による当日のキャンセル等に伴うキャンセル料等については、実費徴収となる場合があります。

Q3 利用時間に上限がありますか

A3 医療的ケア児等 1 人につき、1 年度あたり（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）86 時間を上限とし、委託事業所ごとに定める時間内で利用することができます。

1 回当たりの利用時間は 30 分単位で、1 回の利用において 30 分未満の端数が生じた場合は 30 分に切り上げます。また、1 か月内の利用上限はありません。

なお、1 年度の利用時間が上限に達しなかった場合でも、次年度に繰越しはできません。

Q4 燕市外の医療的ケア児等は利用できますか

A4 市外に在住のお子様は本事業をご利用いただけません。

Q5 複数の事業所を利用できますか

A5 燕市が本事業を委託している事業所であれば、複数の事業所をご利用いただけます。

Q6 利用するときは、毎回申請が必要ですか

A6 毎回申請が必要です。本チラシや燕市ホームページの申請フォームより申請をお願いいたします。

Q6 申請した日に利用できなくなった場合はどうしたらいいですか

A6 利用のキャンセルや利用日時の変更の際は、まずは利用施設へキャンセルのご連絡いただき、その後、キャンセル・変更の申請をフォームよりお願いいたします。